

鳴門市創業促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 鳴門市内での創業を促進し、市の産業の活性化を図ることを目的として、市内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所等を設け創業し、かつ、市内に住所を有する個人又は本社所在地を市内に有する法人。ただし、補助金の交付を受けようとする年度内に市内に事業所等を設け創業する予定であって、かつ、市内に住所を有する予定の個人又は本社所在地を市内に有する予定の法人を含む。
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業支援事業計画の認定を受けた市区町村から特定創業支援事業による支援を受けた者
- (3) 補助金の交付申請をする年度の末日の前日までに、税務署に開業届又は法人設立届出書を提出した者
- (4) 市町村民税を滞納していない者
- (5) 過去にこの補助金を受けていない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち別表に定めるもの。
- (2) フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業でないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に該当する子会社でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の開始に必要な次に定める経費とし、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

- (1) 事業の用に供する土地又は建物の購入費又は賃借料
- (2) 事業所の増改築又は改修に要する経費
- (3) 設備又は備品の購入費
- (4) 広告宣伝費
- (5) 法人設立時の登記に要する経費

(6) その他市長が適当と認める経費

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間等)

第5条 補助の対象となる期間は、補助金交付決定年度の4月1日から3月31日までとし、かつ開業日又は法人設立日の前後6か月以内とする。

(事業計画の認定申請)

第6条 第9条の規定による交付申請をしようとする者は、市長に対し別途本市が定める期間に鳴門市創業促進事業計画認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して提出し、市長から補助事業に係る事業計画(以下「事業計画」という。)の認定を受けなければならない。

(1) 鳴門市創業促進事業計画書(届出書)(様式第2号)

(2) 第2条第2号に規定する要件に該当することを証明するもの

(3) 市税を滞納していないことを証明する資料

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項による認定申請に添付すべき書類のうち、事業計画の認定上特に必要がないと認めるものについては、省略させることができる。

(検討委員会)

第7条 市長は、事業計画の認定にあたり、その適否について鳴門市中小企業新規チャレンジ検討委員会(以下「検討委員会」という。)において委員の意見を聴取する。

2 検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業計画の認定)

第8条 市長は、第6条の規定による認定申請書の提出を受けたときは、前条第1項の規定により聴取した意見を踏まえ、その適否を決定し、適当であると認めるときは、鳴門市創業促進事業計画認定通知書(様式第3号)により当該認定申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により聴取した意見を踏まえ、事業計画の認定が適当でないとき、事業計画を認定しない旨を認定申請書を提出した者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条第1項の規定により事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、鳴門市創業促進事業補助金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、第6条の規定により提出した添付書類の記載事項に変更があったときは、交付申請書に変更後の書類を添付しなければならない。

(審査及び補助金額の決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金交付の可否及び補助金額を決定するものとする。

(決定通知)

第11条 市長は、補助金交付の可否及び補助金額を決定したときは、鳴門市創業促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、速やかに認定事業者へ通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第12条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業を完了したときは、速やかに鳴門市創業促進事業補助金実績報告書兼補助金請求書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 実施状況写真及び事業経費の領収書の写し
- (2) 開業届出書又は法人設立届出書の写し
- (3) 収支決算書(様式第7号)

2 実績報告書の提出の期限は、補助金の交付決定のあった年度の末日までとする。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて調査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を適当と認めるときは、鳴門市創業促進事業補助金確定通知書(様式第8号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(事業状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、鳴門市創業促進事業補助金事業状況報告書(様式第9号)により市長に報告しなければならない。

(帳簿及び関係書類の整理・保管)

第15条 補助事業者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する以前に補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ鳴門市創業促進事業補助金財産処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより当該補助事業者へ収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(重複交付の禁止)

第17条 補助事業者が当該補助事業について、国、県等の他の補助金の交付を受けた場合は、本要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。

(事務所の移転)

第18条 補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業完了後5年未満で事務所を市外へ移転する場合には、補助金を全額返済しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月26日から施行する。

別表(第3条関係)

大分類	中分類	小分類
鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業	(1) 電気業 (2) ガス業 (3) 熱供給業	
情報通信業	(1) 通信業 (2) 情報サービス業 (3) インターネット附随サービス業 (4) 映像・音声・文字情報制作業	
	(1) 放送業	(1) 民間放送業 (2) 有線放送業
運輸業、郵便業	(1) 鉄道業 (2) 道路旅客運送業 (3) 道路貨物運送業 (4) 水運業 (5) 航空運輸業 (6) 倉庫業 (7) 運輸に附帯するサービス業	
卸売業、小売業		
金融業、保険業	(1) 銀行業 (2) 協同組織金融業 (3) 金融商品取引業、商品先物取引業 (4) 補助的金融業等 (5) 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
不動産業、物品賃貸業		

学術研究、専門・技術サービス業		
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業	(1) 洗濯・理容・美容・浴場業 (2) その他の生活関連サービス業	
	(1) 娯楽業	(1) 映画館 (2) 興行場（別掲を除く）、興行団 (3) スポーツ施設提供業 (4) 公園、遊園地
サービス業（他に分類されないもの）	(1) 廃棄物処理業 (2) 自動車整備業 (3) 機械等修理業（別掲を除く） (4) 職業紹介・労働者派遣業 (5) その他の事業サービス業 (6) その他のサービス業	

備考

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する産業を除く。
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする産業を除く。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる者が関与していると認められる産業を除く。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）
鳴門市長

（申請者）所在地

名 称

印

代表者名

鳴門市創業促進事業計画認定申請書

鳴門市創業促進事業について、鳴門市創業促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、計画の認定を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 鳴門市創業促進事業計画書（届出書）（様式第2号）
- (2) 第2条第1項第2号に規定する事実を証明するもの
- (3) 市税を滞納していないことを証明する資料

様式第2号(第6条関係)

鳴門市創業促進事業計画書(届出書)

(提出日: 年 月 日)

1 創業者の概要

ふりがな			生年月日	年 月 日
氏名				
住所及び連絡先	〒 -			
	TEL (- -) FAX (- -) E-mail (@)			
現在の所属・職名 (※既に開業済の場合記載不要)	所属機関・部署・職名			
現在の所属機関 所在地 (※既に開業済の場合記載不要)	〒 -			
	TEL (- -) FAX (- -) E-mail (@)			
最終学歴	年 月	卒業・卒業見込		
職歴及び当該事業に係る事業経験	年 月	(経験年数 年 月)		
	年 月	(経験年数 年 月)		
	年 月	(経験年数 年 月)		
	年 月	(経験年数 年 月)		
	年 月	(経験年数 年 月)		
今まで習得した知識・技能等				
セミナー等受講歴				

2. 創業事業(計画)の内容

(1) 企業概要(創業予定者は予定する企業の概要)

(予定)会社名			創業予定日(開業日、会社設立日)	年 月 日
会社所在地 (創業予定場所)	〒 -			
(予定する)出資者	出資者名	出資額(千円)	比率(%)	出資者の所属及び職名
申請時の組織体制	役職名・担当職名	氏名	年齢	主な略歴・職歴
事業化にあたって協力企業の有無	有・無	協力企業がある場合の協力企業名		協力の具体的な内容

(2)事業の概要

事業名	
創業の動機	
事業の概要	
取扱商品及び具体的なサービス	
セールスポイント	

	取引先名(所在地等)
販売先	
仕入先	
外注先	

3 今後3ヶ年の事業計画

(1)損益計画

(金額単位：千円)

項 目		第1期(年 月期)	第2期(年 月期)	第3期(年 月期)
①売上高				
②売上原価(材料・商品仕入)				
③経費	人件費			
	家賃			
	支払利息			
	その他			
	合計			
利益(①-②-③)				
計画上必要となる知識・技能等				
売上高、売上原価、経費の計算根拠				

(2)補助対象になる部分の必要資金とその資金調達計画

(金額単位：千円)

必要な資金	金額	調達の方法	金額
第4条にかかる経費(事業の用に供する土地建物の購入費、増改築費、設備、備品、広告宣伝費など)		自己資金	
		親、兄弟、知人、友人等からの借入 (内訳・返済方法)	
		金融機関からの借入(内訳・返済方法)	
		その他(内訳)	
合計(補助対象経費) ※交付申請書に転記		合計	

※必要な資金と調達の方法の金額の合計は一致するようにしてください。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鳴門市長



鳴門市創業促進事業計画認定通知書

年 月 日付で鳴門市創業促進事業計画認定申請書の提出があった事業計画について、鳴門市創業促進事業補助金交付要綱第7条第1項に規定する検討委員会の意見を聴取し、審議・検討を行い、本事業の事業計画として認定したので、同要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 事業名
2. 事業実施期間
3. その他

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

(あて先)
鳴門市長

(申請者)所在地
名 称 ④
代表者名

鳴門市創業促進事業補助金交付申請書

鳴門市創業促進事業補助金の交付を受けたいので、鳴門市創業促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名

2. 補助対象経費及び補助金交付申請額

区 分	金 額
補助対象経費	円
補助金交付申請額	補助対象経費×1/2 上限50万円 円

※鳴門市創業促進事業計画書
(届出書)3の(2)より

(千円未満切捨て)

3. 添付書類（認定申請書に添付した書類のうち、変更があったもの）

様式第5号（第11条関係）

鳴門市指令第 号
年 月 日

様

鳴門市長



鳴門市創業促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました鳴門市創業促進事業補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定しましたので、鳴門市創業促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. 補助金の名称 鳴門市創業促進事業補助金
2. 補助金交付決定額 金 _____ 円
3. 交付条件
 - (1) この補助金の対象となる事業及び内容に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ市長に届け出ること。
 - (2) 事業が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出すること。
 - ア 実施状況写真及び事業経費の領収書の写し
 - イ 開業届出書又は法人設立届出書の写し
 - ウ 収支決算書（様式第7号）
 - (3) この補助金は、鳴門市創業促進事業補助金交付要綱及び鳴門市補助金等交付条例を遵守し使用すること。

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

(あて先)
鳴門市長

(申請者)所在地
名 称 ㊟
代表者名

鳴門市創業促進事業補助金実績報告書兼補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業を完了したので、鳴門市創業促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり実績を報告し、併せて補助金を請求します。

記

1. 事業経費内容及び補助金請求額

(千円未満切捨て)

区 分	金 額
補助対象経費実績額	円
補助金交付決定額	円
今回請求額	円

2. 添付書類

- (1)実施状況写真及び事業経費の領収書の写し
- (2)開業届出書又は法人設立届出書の写し
- (3)収支決算書（様式第7号）

※振込口座

補助金振込 口座番号等	金融機関名	
	支店名	支店・支所
	口座番号	普・当
	名義人	

様式第7号（第9条関係）

収支決算書

【収 入】

（単位：千円）

区 分	内 容	決算額	予算額
合 計			

【支 出】

（単位：千円）

区 分	内 容（積算内訳）	決算額	予算額
合 計			

※鳴門市創業促進事業計画書（届出書）3の(2)に基づき記載のこと

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

鳴門市長



鳴門市創業促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった鳴門市創業促進事業に対する補助金について、鳴門市創業促進事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の名称 鳴門市創業促進事業補助金

2. 補助金の交付確定額 金 _____ 円

様式第9号（第14条関係）

鳴門市創業促進事業補助金事業状況報告書

年 月 日

（あて先）
鳴門市長

（申請者）所在地
名 称
代表者名

印

鳴門市創業促進事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、
現在の事業状況を別紙のとおり報告します。

年 月末日

記

1. 補助金交付を受けた年度

年度

2. 事業状況の報告内容

別添決算証明書類のとおり

様式第 10号(第 16条関係)

年 月 日

(あて先)
鳴門市長

所在地
申請者 名 称
代表者名 印

鳴門市創業促進事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で確定の通知を受けた鳴門市創業促進事業補助金について、下記のとおり財産の処分を行うことから鳴門市創業促進事業補助金交付要綱第 16条の規定により承認をお願いします。

記

- 1 確定額 _____円
- 2 処分価格 _____円
- 3 処分理由